

対象者は  
受診ください

## 身体障害者巡回診査・更生相談事業

身体障がい者の手帳交付や再認定を受けようとする人などの診査と更生相談を無料で行います。該当する人は受診をお願いします。なお、当日の診査のみでは判定できない場合もあります。

△とき 7月2日（月）、午前9時30分～正午（受け付けは午前9時～10時30分）

△ところ 身体障害者福祉センター（八幡町1丁目）

△実施科目 整形外科（肢体不自由）

△対象 身体障害者手帳の交付または再認定を受けようとする人／補装具の交付を受けようとするために判断が必要な人／障がいの程度に変更があると思われる

パスポートの交付  
に関する業務です

## 旅券事務嘱託員（非常勤職員）募集

△雇用期間 8月1日～平成31年3月31日（更新あり）

△勤務場所 ヒロ口（駅前町）3階総合行政窓口

△勤務時間 午前8時30分～午後5時30分のうち実働6時間（週30時間）

△業務内容 一般旅券（パスポート）発給申請書の受理および一般旅券の申請者への交付など

△募集人員 1人

詳しくは  
問い合わせを

## 建物取り壊しの届け出はすみやかに

毎年1月1日現在存在している建物には、固定資産税が課税されています。

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記の建物の取り壊しについては、届け出がないと把握できないことがあります、課税される場合がありますので、速やかに届け出をしてください。

なお、登記建物の取り壊しは、法務局へ滅失登記の手続きが必要です。また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に、住宅用地の特例措置が引き続き適用になりますので、お問い合わせください。

△問い合わせ先 資産税課（☎ 40・7029）

どなたでも  
傍聴できます

## 平成30年度第2回弘前市建築審査会

△とき 6月20日（水）、午前11時～

△ところ 市役所3階第1・第2会議室

△申請内容等

①議題…建築基準法に基づく保存建築物の適用除外に係る指定の同意について（旧弘前図書館）／申請者…弘前市長／建築場所…元寺町1の11他／申請建築物概要…用途=展示施設、構造規模=木造3階建、申請部分の延べ面積=約257m<sup>2</sup>

②議題…建築基準法に基づく保存建築物の適用除外に係る指定の同意について（旧弘前教会牧師館）／申請者…弘前市長／建築場所…松森町203の1／申請建築物概要…用途=展示施設、構造規模=木造2階建、

申請部分延べ面積=約124m<sup>2</sup>

△一般傍聴 定員=10人／受付場所=市役所3階第1・第2会議室／受付時間=当日の午前10時30分～10時50分

※定員を超えた場合は、抽選により決定します。

△傍聴の注意事項

静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと／写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません／その他、会議の支障となる行動をしないこと

△問い合わせ先 建築指導課（☎ 40・7053）

昨年度の状況を  
報告します

## 市の情報公開・個人情報保護制度

【個人情報保護制度について】

個人の権利・利益を保護するため、「個人情報保護条例」で、個人情報の適正な取り扱い方と、市が保有する公文書の開示を請求する権利を定めています。平成29年度の公文書開示請求などの状況は下表のとおりでした。

○公文書開示請求の件数および決定等の状況

区分	件数	決定等の状況（件）			
		開示	部分開示	不開示（うち不存在）	請求取り下げ・却下
開示請求	453	373	73	6(4)	1
開示申出	0	0	0	0(0)	0
計	453	373	73	6(4)	1

○決定等に対する不服申立件数

区分	件数	処理の状況（件）					
		認容	一部認容	棄却	却下	諮詢等手續中	審理中
審査請求	2	1	0	0	0	1	0

※苦情の申し出はありませんでした。

意見や提案を  
お寄せください

## 弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部改正（案）への意見募集（パブリックコメント）

在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ「弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部改正（案）への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。  
※指定様式は市のホームページでダウンロードするか、閲覧場所に備え付けています。

①郵送…〒036・8551 上白銀町1の1、建築指導課あて

②建築指導課へ直接持参（土・日曜日を除く）

③ファクス…39・7119

④Eメール…kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置されています。

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

△意見の公表など 寄せられた意見などは、条例の一部改正の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

△問い合わせ先 建築指導課（市役所4階、☎ 40・0522）